

茂原市男女共同参画計画

平成16年3月

茂原市

はじめに

近年の社会経済情勢は、少子高齢化、情報通信の高度化などにより大きく変化をしてきています。このように目まぐるしく変化する社会の中で、一人ひとりがお互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現がこれまで以上に求められています。

平成11年6月に、国は「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現が緊急な課題とされ、地方公共団体や国民の責務も明記されました。

このような中、茂原市においても、市政運営の指針となる「茂原市総合計画」の中で「男女共同参画社会の実現」を掲げ、また、市民意識調査の結果などを参考に、「茂原市男女共同参画計画」を策定いたしました。

今後はこの計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、市民及び事業者と行政が協力、連携し、積極的に施策の推進を図ってまいりたいと存じますので、皆様方のなお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

この計画書の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました「茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会」の委員の方々をはじめ、意識調査等にご協力いただきました多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

平成16年3月

茂原市長 石井常雄

目次

第1章 計画策定の背景

1 社会情勢の変化.....	2
2 国内外の動き.....	3
(1) 国際的な動き.....	3
(2) 国の動き.....	4
(3) 千葉県の動き.....	5
3 茂原市の取り組み状況.....	6

第2章 計画の基本的考え方

1 計画策定の趣旨.....	8
2 計画の性格.....	9
3 計画の期間.....	9
4 計画の基本理念.....	10

第3章 施策の体系.....12

第4章 計画の内容

基本目標 男女共同参画の意識づくり.....	14
・主要課題1 人権尊重意識の啓発.....	16
・主要課題2 男女平等意識啓発の推進.....	19
基本目標 あらゆる分野における男女共同参画の推進.....	23
・主要課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進.....	25
・主要課題2 家庭・地域社会への男女共同参画の推進.....	28
・主要課題3 労働の場における男女平等の促進.....	32
基本目標 男女がともにいきいきと活動できる環境づくり.....	37
・主要課題1 安心して活動できる環境の整備.....	39
・主要課題2 健やかに安心して暮らせる環境の整備.....	43

第5章 計画の推進

1 推進体制の整備.....	48
2 関係機関との連携.....	48

参考資料

茂原市男女共同参画計画の策定経過.....	50
茂原市男女共同参画社会づくり施策への提言.....	52
茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会設置要綱.....	54
茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会委員名簿.....	55
茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会設置要綱.....	56
茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会委員名簿.....	57
男女共同参画社会基本法.....	58
男女共同参画関連年表.....	66
用語解説.....	68

本文中の*印については参考資料の条文、用語解説をご参照ください。

第1章 計画策定の背景

第1章 計画策定の背景

1. 社会情勢の変化

21世紀の到来とともに、日本社会は新たな変動の時代を迎えようとしています。大きな社会問題のひとつである少子化の進行は、2002年（平成14年）の合計特殊出生率（15～49歳の女性が一生の間に産む子どもの平均数）1.32が示すように、人口の維持に必要な2.08を大きく下回っており、人口の減少とともに、社会活力の低下を招く大きな要因となっています。また、少子化と同時進行にある高齢化も、2000年（平成12年）の高齢化率17.4%から、2020年（平成32年）には27.8%と予測されており、介護や扶養負担の増大など、様々な問題を引き起こしています。

一方、国際化や情報化の進展は、急速な社会環境の変化をもたらしています。国際化は、今までの国レベルでの交流から、市町村レベルでの交流、そして民間レベルでの交流へとその裾野は広がりを見せるとともに、産業や文化、スポーツ等様々な交流による外国人の増加は、個人としてもその対応が求められています。また、情報化の進展は、技術の進歩とともに、情報通信機器の急速な普及により、情報の共有化や経済活動の変化等、社会生活へ大きな影響を与えています。

また、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（以下「地方分権一括法」という。）」が施行され、各地方公共団体は自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を実践していくことが期待されています。この他にも環境問題や家族形態・地域社会の変化等、様々な分野において、大きな時代の波が押し寄せています。

これら社会情勢の変化は、全国的な傾向にあり、茂原市においても避けて通ることのできない課題です。このような課題に対応し、21世紀を輝ける時代とし「すべての市民が住んで良かったと思えるまちづくり」を進めていくためには、市民一人ひとりが、女性・男性の区別なく、知恵と労力を出し合い、これからの社会を築き上げていくことが、今、求められています。

2 . 国内外の動き

(1) 国際的な動き

国連は、婦人の地位委員会が初めて開催されてから25周年になる1975年(昭和50年)、第1回世界女性会議をメキシコのメキシコシティにおいて開催し、この年を「国際婦人年」として制定しました。この会議において、「平等・発展・平和」を目標に、その達成のため世界的な活動を行うこととした「世界行動計画」が採択され、1976年(昭和51年)から1985年(昭和60年)までの10年間を「国際婦人の10年」として、男女平等や女性の地位向上のための運動が世界的規模で展開されました。

1979年(昭和54年)、国連総会において、女性に対する差別を定義したはじめての国際的な法的文書として「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(以下「*女子差別撤廃条約」という。)」が採択され、1981年(昭和56年)発効いたしました。我が国においては、1985年(昭和60年)に批准されました。

1985年(昭和60年)、第3回世界女性会議がケニアのナイロビで開催され、2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

1995年(平成7年)、第4回世界女性会議(中国・北京)では、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の見直しと評価が行われ、2000年(平成12年)までの戦略目標と行動計画である「北京宣言と行動綱領」が採択されました。

2000年(平成12年)、国連特別総会「女性2000年会議」が「21世紀に向けての男女平等・開発・平和」をテーマにニューヨークで開催され、「北京行動綱領」の見直しと21世紀の基本路線となる「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(以下「成果文書」という。)」が採択されました。

② 国の動き

我が国においては、1975年（昭和50年）女性問題を総合的、効果的に推進するため、「婦人問題企画推進本部」が設置されました。1977年（昭和52年）には、今後10年間の女性施策の方向性を明らかにする「国内行動計画」が策定され、その後、国籍法の改正や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「*男女雇用機会均等法」という。）」の制定などにより、「女子差別撤廃条約」批准のための条件整備がなされ、1985年（昭和60年）批准の運びとなりました。

1987年（昭和62年）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を取り入れた「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、1991年（平成3年）には、21世紀の社会は、あらゆる分野に男女が平等に参画することが不可欠であるという基本的認識のもと、改定がなされました。

1995年（平成7年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」、1996年（平成8年）に内閣総理大臣の諮問機関である男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえ、あらゆる分野における社会制度や慣習を男女平等の視点から見直し、男女共同参画を推進していく社会システムの構築を目指した「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

さらに、1999年（平成11年）には、「男女雇用機会均等法」及び「労働基準法」の一部改正法が施行され、また、*男女共同参画社会の形成についての基本理念を定め、国・地方公共団体・国民の責務を明らかにした「*男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）」が施行されました。そして、この基本法を受け、2000年（平成12年）「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2001年（平成13年）には、中央省庁再編により、内閣府に男女共同参画会議と男女共同参画局が設置され、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）」が施行されました。

③ 千葉県の動き

千葉県においては、世界や国の動向を踏まえ、女性施策を総合的、効果的に推進するため、1981年（昭和56年）に「千葉県婦人施策推進総合計画」が策定され、その後、「千葉県婦人計画」、「さわやかちば女性プラン」を次々と策定し、女性の地位向上に努めてきました。

そして、1996年（平成8年）には、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を踏まえ、「2000年の千葉県」及び「ちば新時代5か年計画」との整合を図り、「男女共同参画社会の形成」を目指すことを目的とした第4次の女性計画として、「ちば新時代女性プラン」を策定しました。一方、女性施策展開の拠点施設として、「千葉県女性センター」を開設しました。

2000年（平成12年）には、推進体制を充実強化するため、企画部（現総合企画部）に「男女共同参画課」を、また庁内推進組織として「千葉県男女共同参画推進本部」を設置しました。

そして、2001年（平成13年）には、「ちば新時代女性プラン」の成果を引き継ぐとともに、新しい時代の潮流に対応するため、概ね21世紀第1四半期（2025年）までを念頭においた「千葉県男女共同参画計画」が策定されました。

3 . 茂原市の取り組み状況

本市においては、教育委員会及び健康福祉部児童家庭課において、女性施策として、様々な取り組みにあたってまいりましたが、国・県等の動向を踏まえ、2001年（平成13年）4月、企画財政部企画政策課において、男女共同参画社会づくりとして、新たな取り組みにあたることとしました。

2002年（平成14年）男女共同参画社会づくりを総合的、計画的に推進するための「男女共同参画計画」の策定及びこれを推進していくための体制の整備を図りました。市民組織として、学識経験者や議会代表、関係団体の代表、さらに一般公募による市民代表を構成員とした「茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会」を設置し、庁内組織として「茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会」を設置いたしました。

また、計画の策定にあたり、男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査を実施し、その実態把握をしました。

第2章 計画の基本的考え方

第2章 計画の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨

豊かで活力にあふれた社会を築いていくため、女性も男性も自らの意思によって、あらゆる分野への活動に参画でき、ともに喜びと責任を分かち合える、男女共同参画社会の実現は、21世紀の大きな課題のひとつです。

男女共同参画社会の実現のためには、家庭・学校・職場・地域など生活の様々な場面での性別役割分担意識等の固定的観念を払拭し、市民一人ひとりが、個人の自由な行動や生き方ができるような社会づくりをしていく必要があります。

このような社会を実現するため、市民共通の目標と行動の指針となる「茂原市男女共同参画計画」を策定するものです。

この計画は、「基本法」に基づき、国や千葉県男女共同参画計画を踏まえつつ、茂原市としての地域性や育まれてきた文化を十分考慮し、市民の視点に立ち策定するものです。

2 . 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会の実現に向けた、基本方針並びに具体的事業計画を示すものです。
- (2) この計画は、国・県の男女共同参画計画を踏まえ、茂原市総合計画はもとより、他の行政計画とも連携を図りながら、その推進を図るものです。
- (3) この計画は、男女共同参画社会の基本理念を明らかにし、その実現を図るため、全庁的に取り組むことはもとより、市民や企業等の理解と協力により、一体的に推進していくものです。
- (4) この計画は、「茂原市男女共同参画社会づくりにむけての意識調査」を基礎資料として、「茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会」の提言等を十分尊重し、策定したものです。

3 . 計画の期間

この計画は、2004年度（平成16年度）から2010年度（平成22年度）までの7年間とします。

なお、今後の社会情勢やニーズの変化に応じて随時見直しを行い、事業の効果的推進を図ります。

4 . 計画の基本理念

「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「*育児・介護休業法」という。）などの法律改正や「基本法」の成立、施行及びこれに基づく、男女共同参画基本計画の策定等、法制面の整備、さらには、具体的行動計画の整備等、男女平等や女性の地位向上、男女共同参画社会づくりに向けた様々な取り組みがなされてきました。

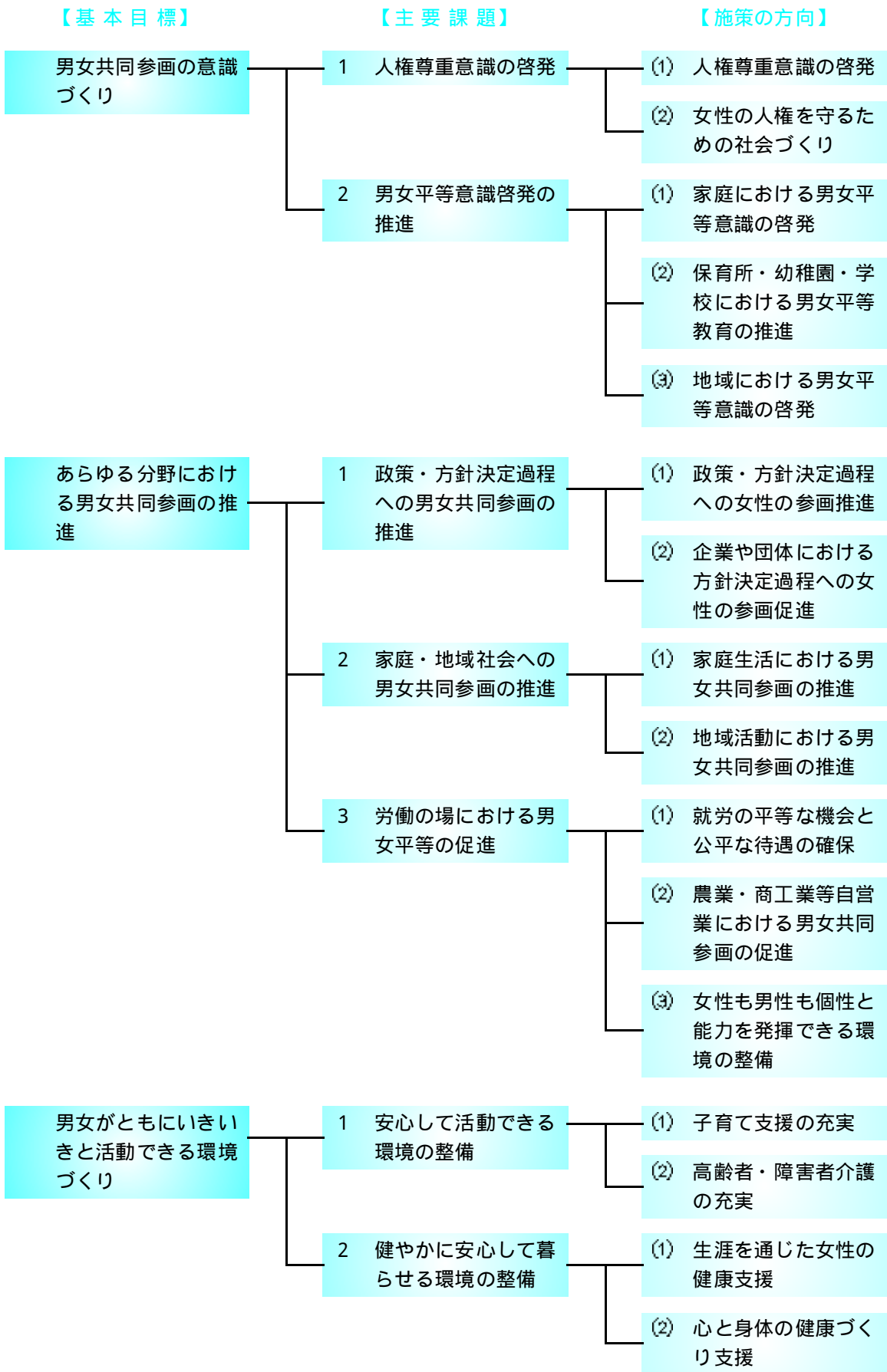
しかし、性別による固定的な役割分担などの社会的・文化的に形成された性別意識は、いまだ多くの人々の心に深く根付いており、女性問題に対する男女間の意識格差が、男女共同参画社会を実現する上での大きな障害となっています。

女性も男性も、性別にとらわれることなく、互いにその個性と能力を十分に発揮し、豊かで活力にあふれた、男女共同参画社会を形成していくためには、男女間の意識格差を是正し、男女がともにお互いの人権を尊重し、協力し合うとともに、その実現に向け、自ら考え、参加し、ともに創りあげていくという、「共生」と「共創」¹の精神を培っていくことが必要です。

21世紀を迎えた今、市民と企業、行政が手を携え、女性と男性がともに喜びも責任も分かち合い、住んでよかったと思える男女共同参画のまち茂原を実現するため、男女共同参画社会基本法の基本理念²を前提としつつ、「女性と男性が、互いを理解し、協力し合うこと」を本市の基本理念にかかげ、男女共同参画社会づくりを進めます。

- 1 「共生」と「共創」とは、本市の基本構想におけるまちづくりを進めるにあたっての考え方です。
- 2 男女共同参画社会基本法における基本理念
 - 男女の人権の尊重
 - 社会における制度又は慣行についての配慮
 - 政策等の立案及び決定への共同参画
 - 家庭生活における活動と他の活動の両立
 - 国際的協調

第3章 施策の体系



第4章 計画の内容

----- 【施策の方向】における具体的取り組みについて -----

新規：平成16年度以降新たに実施する事業は【新規】と表記しています

継続：現在実施しているが今後さらに男女共同参画の視点を取り入れながら取り組む事業です(【新規】と表記されたものの他は継続事業)

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

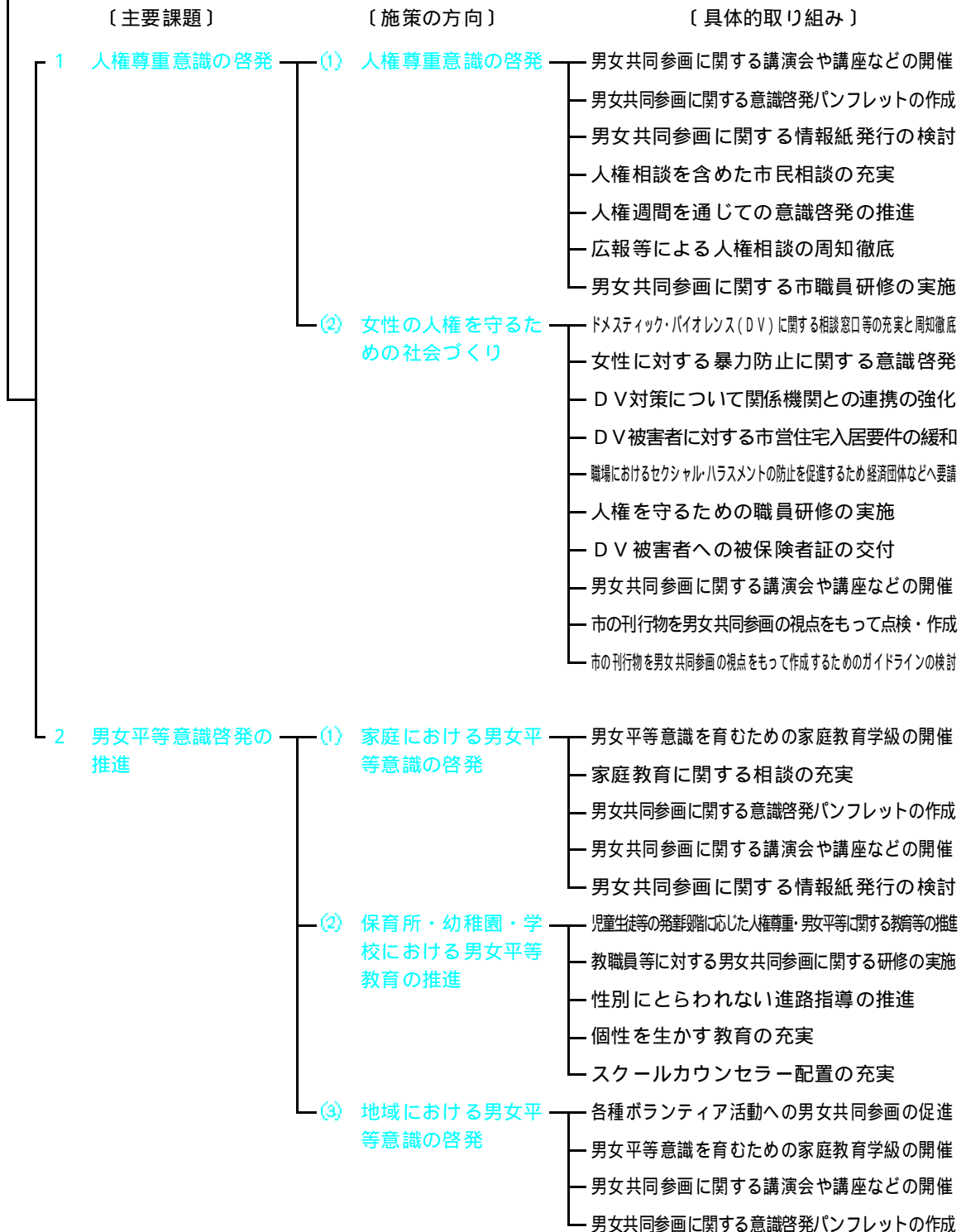
日本国憲法には個人の尊重や男女平等がうたわれ、この原則に基づき男女平等に関する様々な法制度が整備されたり、取り組みなども行われてきましたが、これらのことは社会に深く根付いていないのが現状です。人権の尊重は普遍的な原則であり、男女共同参画社会づくりには、男女が互いの人権を尊重し合うことが不可欠です。

また、女性に対する暴力の根絶についても、人権を確立する上で欠くことのできない問題です。

このような問題を克服し、女性も男性も互いの人権を尊重し合いながらのびのびと生活できる社会を築きあげていくために、学校・家庭・地域などのあらゆる分野において、教育をはじめ広報、啓発事業などを中心として、人権尊重、男女平等の意識づくりを進めます。

施策の体系表〔基本目標〕

男女共同参画の意識づくり



主要課題1 人権尊重意識の普及

社会には、長い時間をかけて作られてきた性別に基づく偏見や固定的な役割分担意識が依然として残っており、男女共同参画社会づくりを進める上での大きな障害になっています。男女共同参画社会を実現するためには、男女一人ひとりが人権尊重意識を持つことが極めて重要です。

また、暴力の現状や実態を見ると、特に女性に対する暴力が問題となっており、身体的、性的、心理的な暴力などは深い傷や痛みを与えたり、主体的かつ自由に生きることを制限したりすることもあります。

一方、一部のメディアにおいては、人権に対する配慮を欠いた取扱いとして、女性の性的側面のみを強調したり、暴力表現や固定的な性別役割分担意識に基づく偏った表現等が見受けられ、社会に与える影響が懸念されています。

【施策の方向】

(1) 人権尊重意識の啓発

男女共同参画の視点に立って人権尊重意識、男女平等意識の啓発に努めます。

具 体 的 取 り 組 み	担 当 課	実施時期(年度)	
		前 期 H 16 ~ 18	後 期 H 19 ~ 22
男女共同参画に関する講演会や講座などの開催	企 画 政 策 課		
男女共同参画に関する意識啓発パンフレットの作成	企 画 政 策 課		
男女共同参画に関する情報紙発行の検討 【新規】	企 画 政 策 課		
人権相談を含めた市民相談の充実	生 活 課		
人権週間を通じての意識啓発の推進	生 活 課		
広報等による人権相談の周知徹底	生 活 課		
男女共同参画に関する市職員研修の実施	職 員 課		

【施策の方向】

② 女性の人権を守るための社会づくり

女性に対する暴力などを根絶するために、女性の人権に対する意識啓発や人権侵害に対する相談の充実などに努めます。

また、男女共同参画の視点に立った市の刊行物の作成やそのガイドラインの作成について検討を進めます。

具 体 的 取 り 組 み	担 当 課	実施時期(年度)	
		前 期 H 16～18	後 期 H 19～22
<p>*ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する相談窓口等の充実と周知徹底(パンフレット、DVカードの配布)</p> <p>女性に対する暴力防止に関する意識啓発</p>	<p>児童家庭課 生活課 企画政策課</p> <p>児童家庭課 生活課 企画政策課</p>		
<p>DV対策について関係機関との連携の強化</p> <p>DV被害者に対する市営住宅入居要件の緩和</p> <p>職場における*セクシュアル・ハラスメントの防止を促進するため経済団体などへ要請</p> <p>人権を守るための職員研修の実施</p> <p>DV被害者への被保険者証の交付</p> <p>男女共同参画に関する講演会や講座などの開催(再掲)</p> <p>市の刊行物を男女共同参画の視点をもって点検・作成</p> <p>市の刊行物を男女共同参画の視点をもって作成するためのガイドラインの検討【新規】</p>	<p>児童家庭課 建築施設課 商工課</p> <p>職員課 国保年金課 企画政策課</p> <p>関係各課</p> <p>企画政策課</p>		

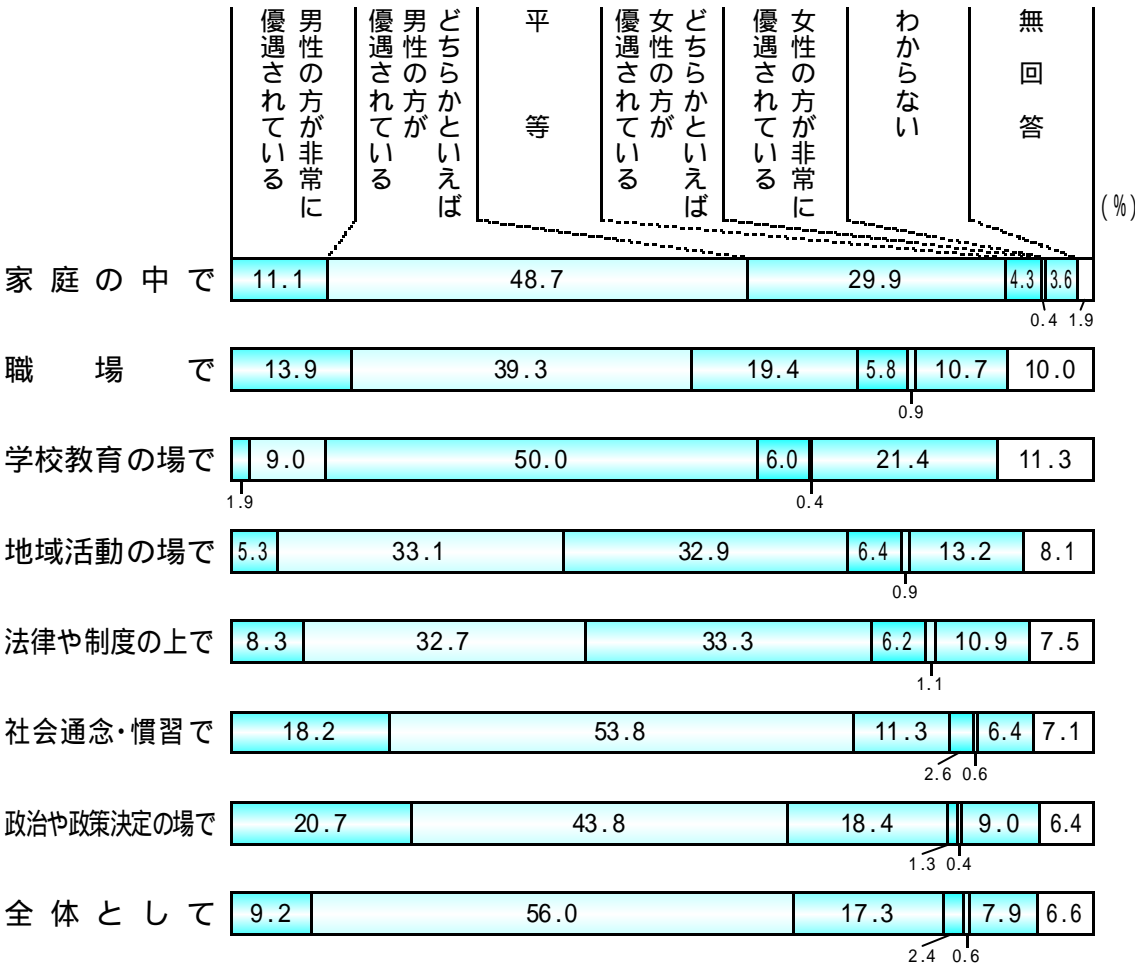
主要課題2 男女平等意識啓発の推進

人々の意識や社会の慣習・慣行の中には、いまだ男女の役割に対する固定的な考え方に基づくものも見受けられます。社会の慣習や慣行はそれぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものであるが、男女共同参画社会づくりという視点から見ると、いずれか一方の性に偏ったりしている場合があります。

男女が、社会の対等な構成員として、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会づくりには、一人ひとりが男女共同参画についての意識や自立の意識を持つことが不可欠です。

そのためには、学校・家庭・地域などにおける教育・学習の果たす役割が極めて重要です。

男女平等意識について



資料：*市民意識調査（平成14年）

【施策の方向】

(1) 家庭における男女平等意識の啓発

男女平等の視点に立った家庭教育を推進するため、学習機会の提供や相談の充実などに努めます。

具 体 的 取 り 組 み	担 当 課	実施時期(年度)	
		前 期 H 16 ~ 18	後 期 H 19 ~ 22
男女平等意識を育むための家庭教育学級の開催	生涯学習課		
家庭教育に関する相談の充実	生涯学習課		
男女共同参画に関する意識啓発パンフレットの作成(再掲)	企画政策課		
男女共同参画に関する講演会や講座などの開催(再掲)	企画政策課		
男女共同参画に関する情報紙発行の検討(再掲) 【新規】	企画政策課		

【施策の方向】

② 保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進

保育所、幼稚園及び学校において、男女共同参画の視点に立ち、それぞれの発達段階にふさわしい人権尊重、男女平等教育を推進します。

また、教職員等に対する男女共同参画に関する研修を進めます。

具 体 的 取 り 組 み	担 当 課	実施時期(年度)	
		前 期 H 16 ~ 18	後 期 H 19 ~ 22
児童生徒等の発達段階に応じた人権尊重・男女平等に関する教育等の推進	児童家庭課 学校教育課		
教職員等に対する男女共同参画に関する研修の実施	児童家庭課 学校教育課		
性別にとらわれない進路指導の推進	学校教育課		
個性を生かす教育の充実	学校教育課		
スクールカウンセラー配置の充実	学校教育課		

【施策の方向】

③ 地域における男女平等意識の啓発

男女平等に関する学習機会を提供するとともに、生涯学習の場などを利用し、男女平等意識の啓発に努めます。

また、自治会活動やボランティア活動など地域社会活動への男女共同参画を促進するため、広報・啓発活動を実施します。

具 体 的 取 り 組 み	担 当 課	実施時期(年度)	
		前 期 H 16 ~ 18	後 期 H 19 ~ 22
各種ボランティア活動への男女共同参画の促進	生 活 課		
男女平等意識を育むための家庭教育学級の開催(再掲)	生 涯 学 習 課		
男女共同参画に関する講演会や講座などの開催(再掲)	企 画 政 策 課		
男女共同参画に関する意識啓発パンフレットの作成(再掲)	企 画 政 策 課		

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

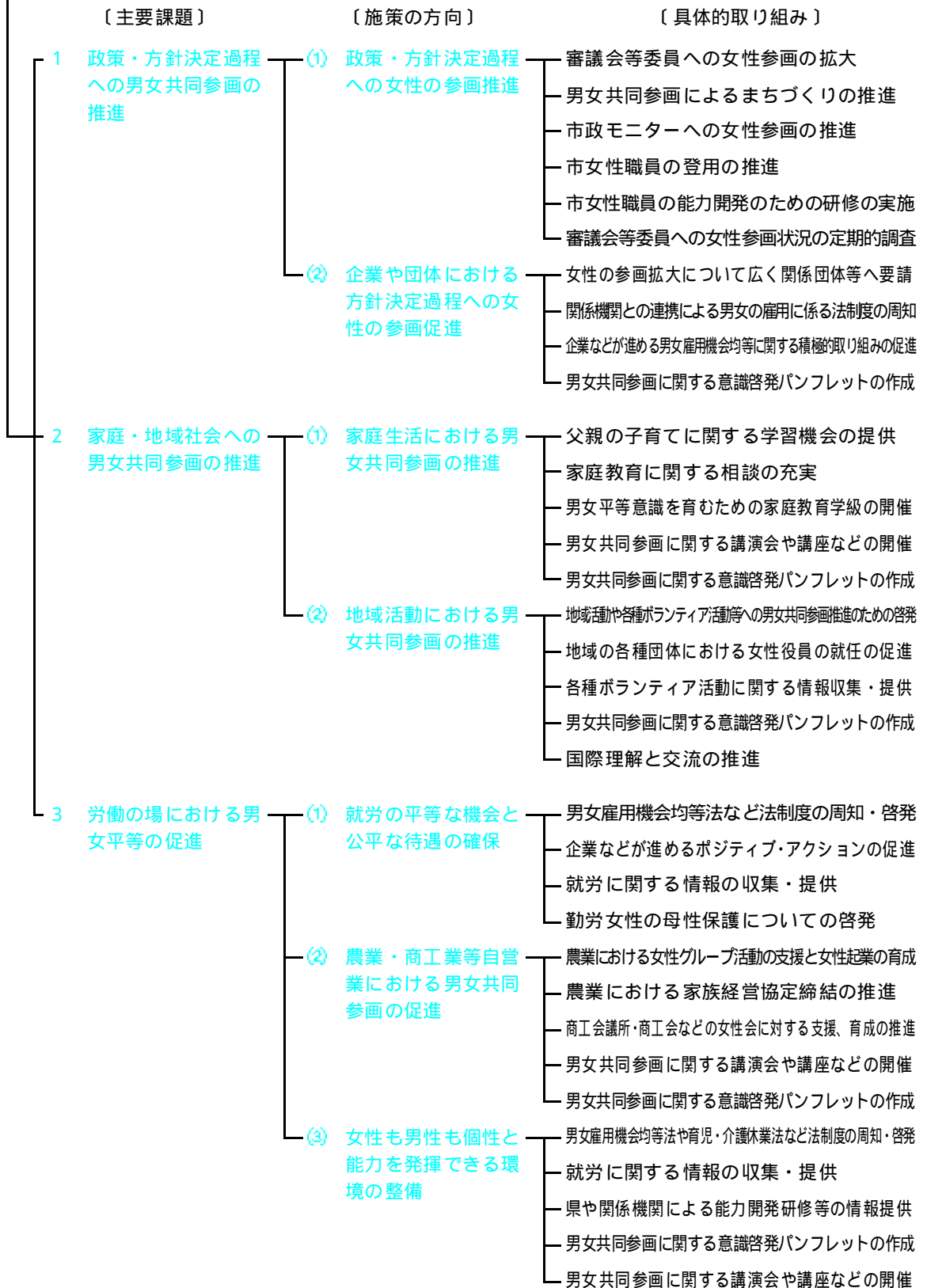
男女共同参画社会づくりでは、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に参画し、共に責任を担っていくことが重要であり、また、政策・方針決定過程に男女双方の意見を反映させていくことが必要です。このため、政治・経済における政策・方針決定過程への女性の参画推進に努めます。

また、家庭生活や地域における活動などについても、男女が互いの協力により、バランスよく担うことが必要であり、これらの分野における男女共同参画も推進します。

一方、労働の場においても、男女の均等な雇用機会と待遇を確保し、個性と能力を發揮できる雇用、就業環境づくりを促進するとともに、農業や商工業など自営業における男女共同参画の促進に努めます。

施策の体系表〔基本目標〕

あらゆる分野における男女共同参画の推進



主要課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

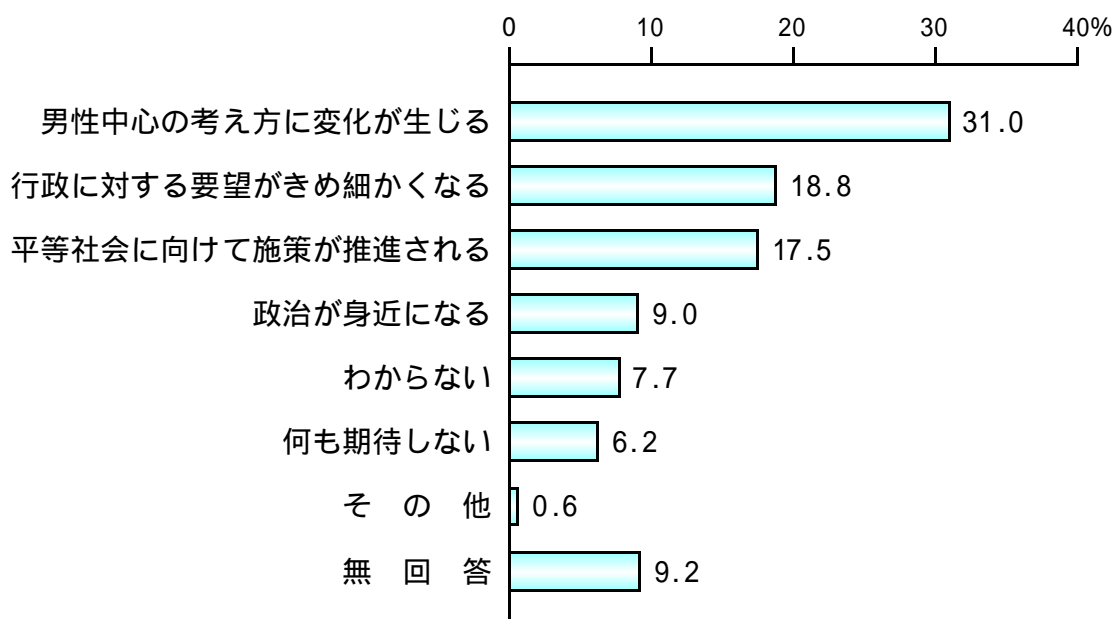
近年、女性の政策・方針決定過程への参画は進みつつあるものの、政治など公的分野や企業など私的分野を問わず、まだ十分とは言えない状況です。

また、政策・方針決定過程への女性の参画による様々な視点や価値観などを施策に取り入れ、意見を反映していくことが求められています。

市行政においても、施策の対象の半分は女性であり、また、同様に施策の影響を受けることから、女性の参画を推進していくことが重要です。

一方、女性の社会進出が進む中で、企業、団体等における女性の管理職など意思決定過程への参画は依然として低い状況にあり、意欲と能力に応じた登用が求められています。

政策決定の場に女性が増えることによる期待



資料：市民意識調査（平成14年）

【施策の方向】

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進

市の審議会等委員への女性の積極的な登用を推進するとともに、市職員についても女性の登用に努めます。

具 体 的 取 り 組 み	担 当 課	実施時期(年度)	
		前 期 H 16 ~ 18	後 期 H 19 ~ 22
審議会等委員への女性参画の拡大	関 係 各 課		
男女共同参画によるまちづくりの推進	関 係 各 課		
市政モニターへの女性参画の推進	秘 書 広 報 課		
市女性職員の登用の推進	職 員 課		
市女性職員の能力開発のための研修の実施	職 員 課		
審議会等委員への女性参画状況の定期的調査	企 画 政 策 課		

【施策の方向】

② 企業や団体における方針決定過程への女性の参画促進

企業や団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大について、働きかけや法制度の周知に努めます。

具 体 的 取 り 組 み	担 当 課	実施時期(年度)	
		前 期 H 16 ~ 18	後 期 H 19 ~ 22
女性の参画拡大について広く関係団体等へ要請	関 係 各 課		
関係機関との連携による男女の雇用に係る法制度の周知	商 工 課 企 画 政 策 課		
企業などが進める男女雇用機会均等に関する積極的取り組み(*ポジティブ・アクション)の促進	商 工 課 企 画 政 策 課		
男女共同参画に関する意識啓発パンフレットの作成(再掲)	企 画 政 策 課		

主要課題2 家庭・地域社会への男女共同参画の推進

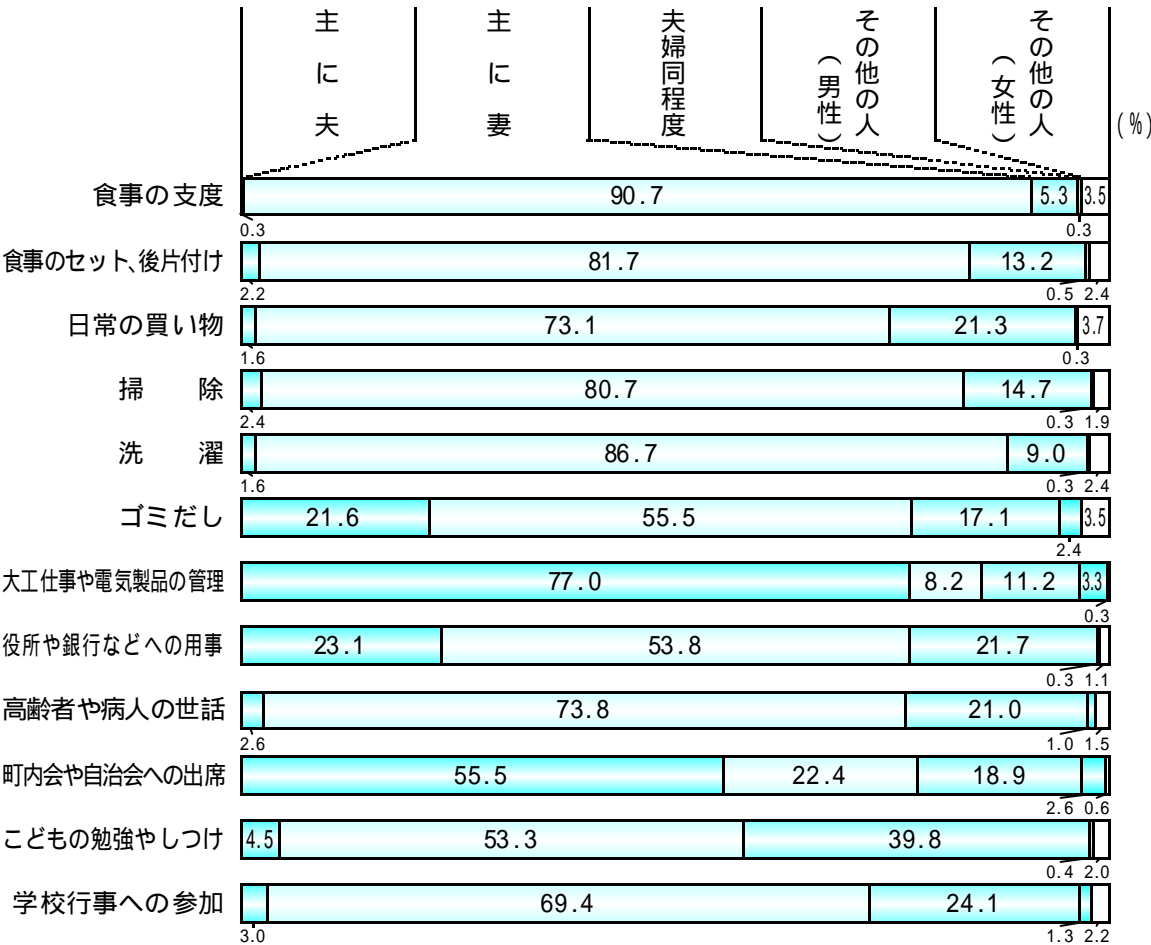
今後、核家族化や高齢化の進展等により、育児や介護などに対する家族の負担がますます増加することが予想されています。

また、基本法においても、男女の家庭生活における活動と他の活動の両立について規定しており、子の養育や家族の介護などは、家族を構成する男女が互いに協力し、担うことを求めています。

しかし、家事・育児・介護などの多くの部分は女性が担っているのが現状です。豊かでゆとりある生活を送るためには、男女が互いの協力により担っていくことが必要であり、特に男性については、従来の職場中心のライフスタイルから職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換が求められています。

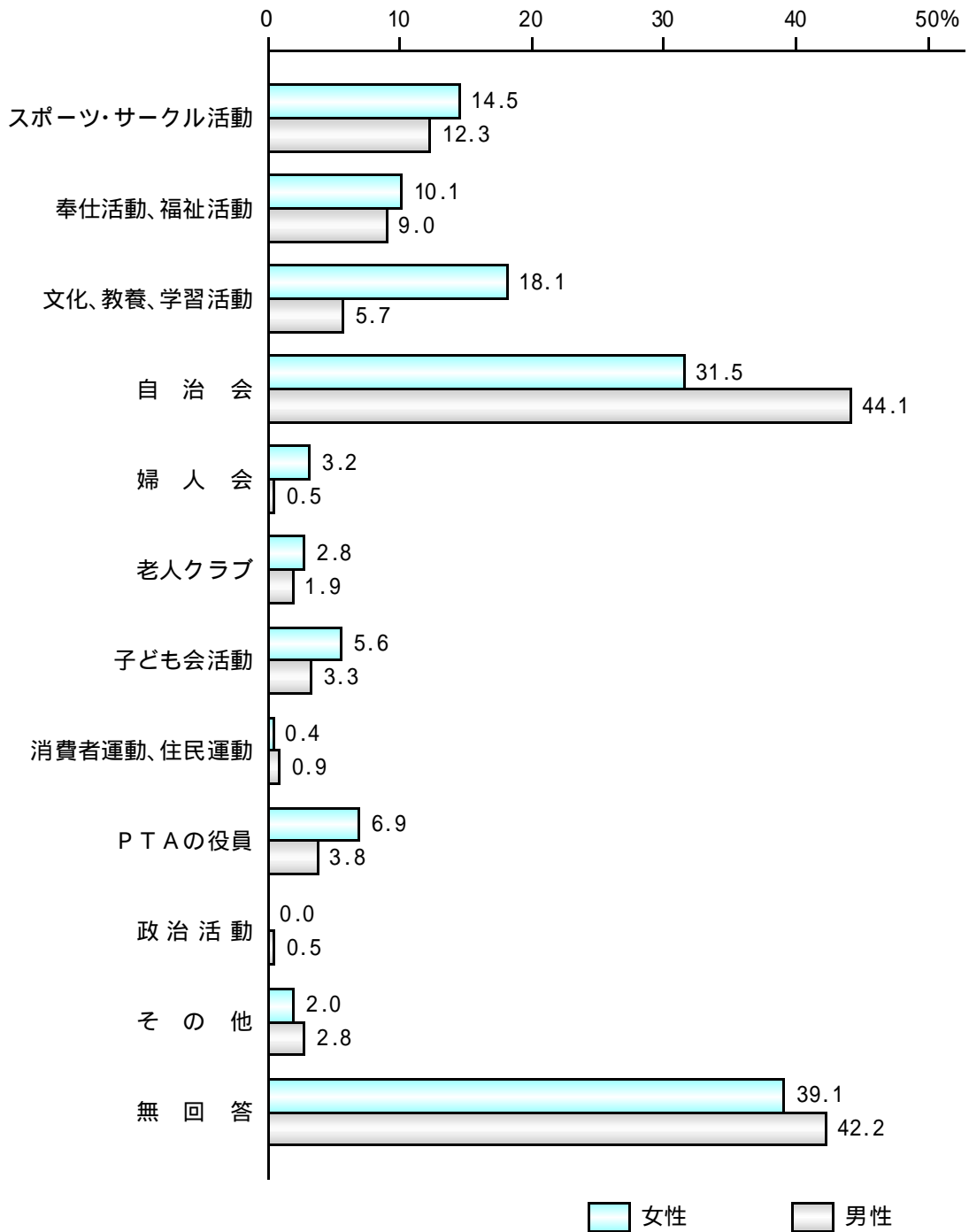
そして、暮らしやすい活力のある地域社会を築いていくためには、男女が共同して地域社会へ参画し、まちづくりを進めることが重要です。

家庭における役割分担



資料：市民意識調査（平成14年）

現在参加している地域活動



資料：市民意識調査（平成14年）

【施策の方向】

(1) 家庭生活における男女共同参画の推進

男女共同参画に関する学習機会の提供や広報・啓発などを通して、家事・育児・介護など家庭生活における男女共同参画を推進します。

具 体 的 取 り 組 み	担 当 課	実施時期(年度)	
		前 期 H 16 ~ 18	後 期 H 19 ~ 22
父親の子育てに関する学習機会の提供	健康管理課 生涯学習課		
家庭教育に関する相談の充実(再掲)	生涯学習課		
男女平等意識を育むための家庭教育学級の開催(再掲)	生涯学習課		
男女共同参画に関する講演会や講座などの開催(再掲)	企画政策課		
男女共同参画に関する意識啓発パンフレットの作成(再掲)	企画政策課		

【施策の方向】

② 地域活動における男女共同参画の推進

地域活動や各種ボランティア活動への男女共同参画を促進するための啓発や各種ボランティア活動に関する情報の収集・提供に努めます。

具 体 的 取 り 組 み	担 当 課	実施時期(年度)	
		前 期 H 16 ~ 18	後 期 H 19 ~ 22
地域活動や各種ボランティア活動等への男女共同参画推進のための啓発	生 活 課 関 係 各 課		
地域の各種団体における女性役員の就任の促進	関 係 各 課		
各種ボランティア活動に関する情報収集・提供	生 活 課 関 係 各 課		
男女共同参画に関する意識啓発パンフレットの作成(再掲)	企 画 政 策 課		
国際理解と交流の推進	企 画 政 策 課 学 校 教 育 課		

主要課題3 労働の場における男女平等の促進

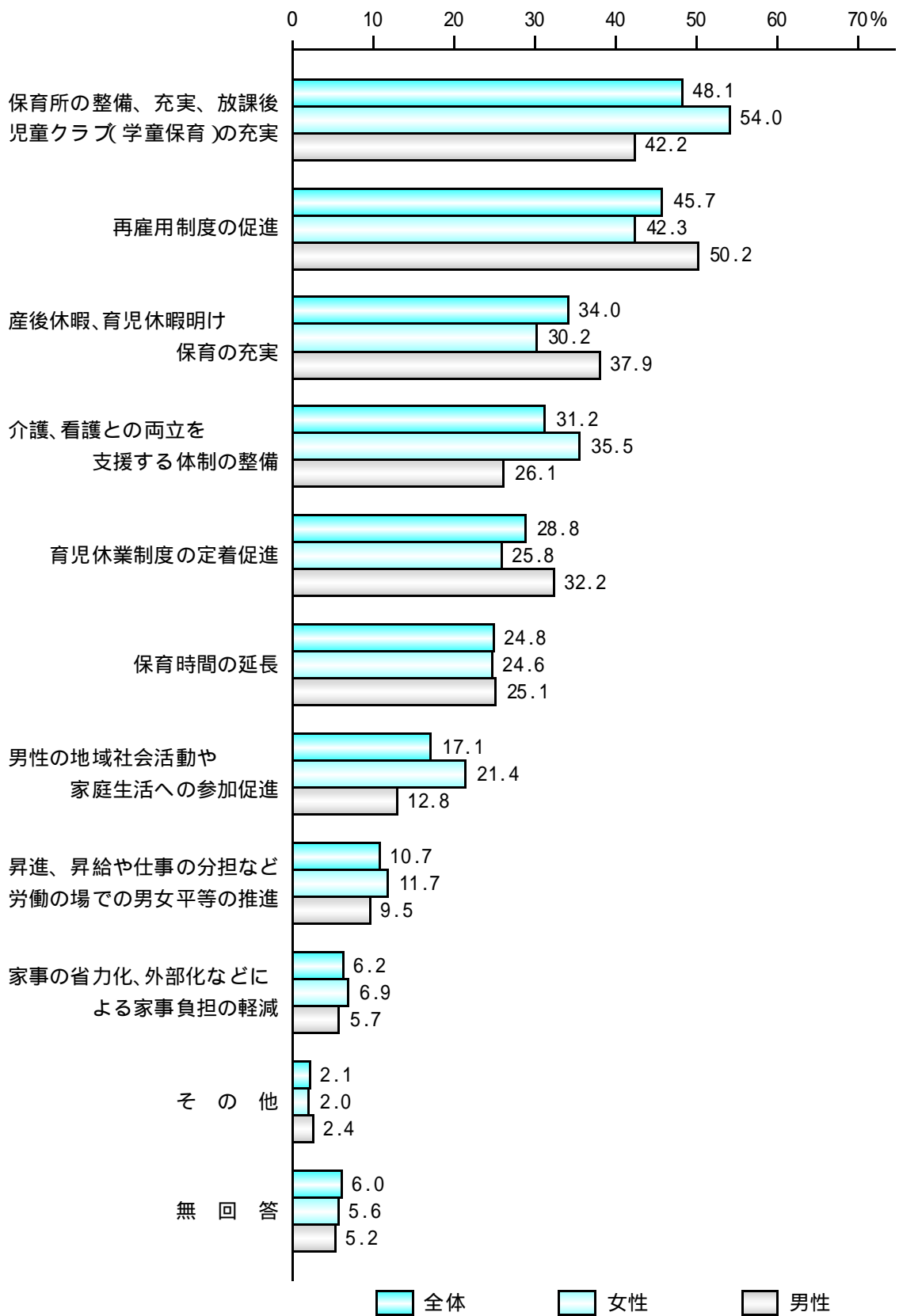
男女雇用機会均等法などの整備により、法制面では女性労働者の労働条件が保障されるようになってきましたが、現実には、採用・待遇・昇進などで男女の格差がみられます。

男女共同参画社会づくりでは、雇用等の分野において女性が男性と均等な機会を享受し、意欲と能力に応じ均等な待遇を受けられることが重要です。また、一方では、女性自身が職業能力や職業意識を身につけることも大切です。

そして、男女が安心して、育児や介護に専念し、個性と能力を発揮するためには、育児・介護休業制度のより一層の定着も必要です。

一方、農業や商工業などの自営業においても、女性は重要な担い手であり、また、家庭生活や地域社会の中でも大きな役割を担っています。このため、これらの分野における男女共同参画社会づくりを促進するためには、女性がそれらの役割や貢献に見合った評価を受け、対等なパートナーとして参画することができる社会づくりが求められています。

女性が働きやすい社会に必要なこと



資料：市民意識調査（平成14年）

【施策の方向】

(1) 就労の平等な機会と公平な待遇の確保

雇用の場における男女平等を促進するため、男女雇用機会均等法など法制度の周知と啓発に努めます。

具 体 的 取 り 組 み	担 当 課	実施時期(年度)	
		前 期 H 16 ~ 18	後 期 H 19 ~ 22
男女雇用機会均等法など法制度の周知・啓発	商 工 課 企 画 政 策 課		
企業などが進める男女労働者の格差解消を目指す積極的取り組み(ポジティブ・アクション)の促進	商 工 課		
就労に関する情報の収集・提供	商 工 課		
勤労女性の母性保護についての啓発	健 康 管 理 課		

【施策の方向】

② 農業・商工業等自営業における男女共同参画の促進

男女共同参画に関する啓発を進めるとともに、女性団体や女性グループに対する支援・育成に努めます。

また、農業における男女のパートナーシップの確立に努めます。

具 体 的 取 り 組 み	担 当 課	実施時期（年度）	
		前 期 H 16～18	後 期 H 19～22
農業における女性グループ活動の支援と女性起業の育成	農 政 課		
農業における*家族経営協定締結の推進	農 政 課		
商工会議所・商工会などの女性会に対する支援、育成の推進	商 工 課		
男女共同参画に関する講演会や講座などの開催（再掲）	企 画 政 策 課		
男女共同参画に関する意識啓発パンフレットの作成（再掲）	企 画 政 策 課		

【施策の方向】

③ 女性も男性も個性と能力を発揮できる環境の整備

雇用の場における労働関係法令の周知や啓発などを推進するとともに、女性の職業能力開発の促進に努めます。

具 体 的 取 り 組 み	担 当 課	実施時期(年度)	
		前 期 H 16 ~ 18	後 期 H 19 ~ 22
男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など法制度の周知・啓発	商 工 課 企画政策課		
就労に関する情報の収集・提供(再掲)	商 工 課		
県や関係機関による能力開発研修等の情報提供	商 工 課		
男女共同参画に関する意識啓発パンフレットの作成(再掲)	企画政策課		
男女共同参画に関する講演会や講座などの開催(再掲)	企画政策課		

基本目標Ⅲ 男女がともにいきいきと活動できる環境づくり

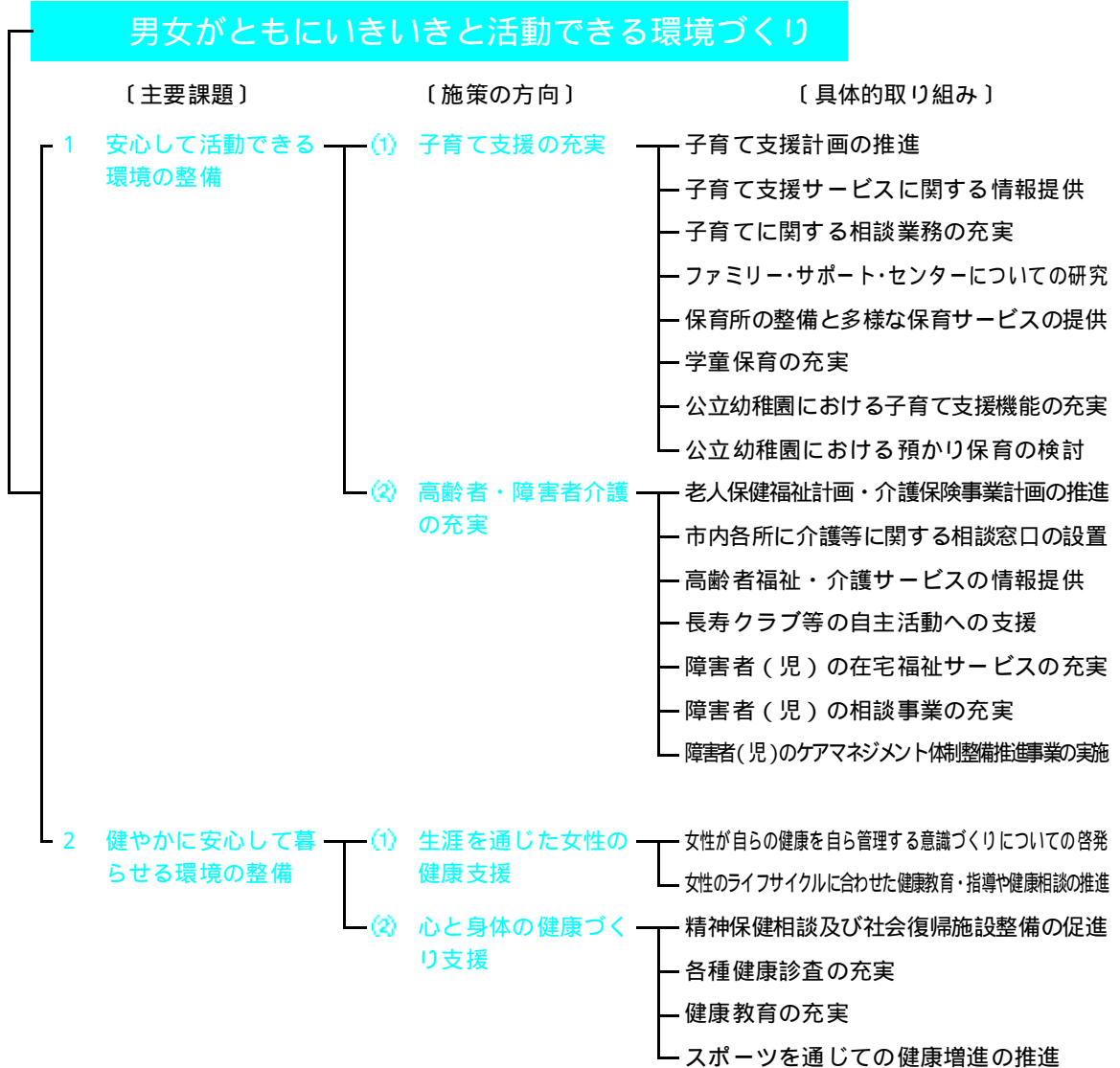
だれもが豊かでいきいきとした生活を送るためには、一人ひとりの心身の健康と安心して暮らせる生活環境の整備が必要です。

また、次世代を担う子供を産み育む母性は、社会全体で保護、尊重されなければなりません。

一方、核家族化、高齢化等が一層進み、育児や介護等に対する家族の負担がますます大きくなることが予想されます。

育児・介護等を社会全体の問題としてとらえ支援するとともに、高齢期の男女や障害を持つ男女の社会参画の機会の拡大や経済的自立を確保し、年齢や障害の有無にかかわらず、男女がともにいきいきと活動できる環境づくりに努めます。

施策の体系表〔基本目標〕



主要課題1 安心して活動できる環境の整備

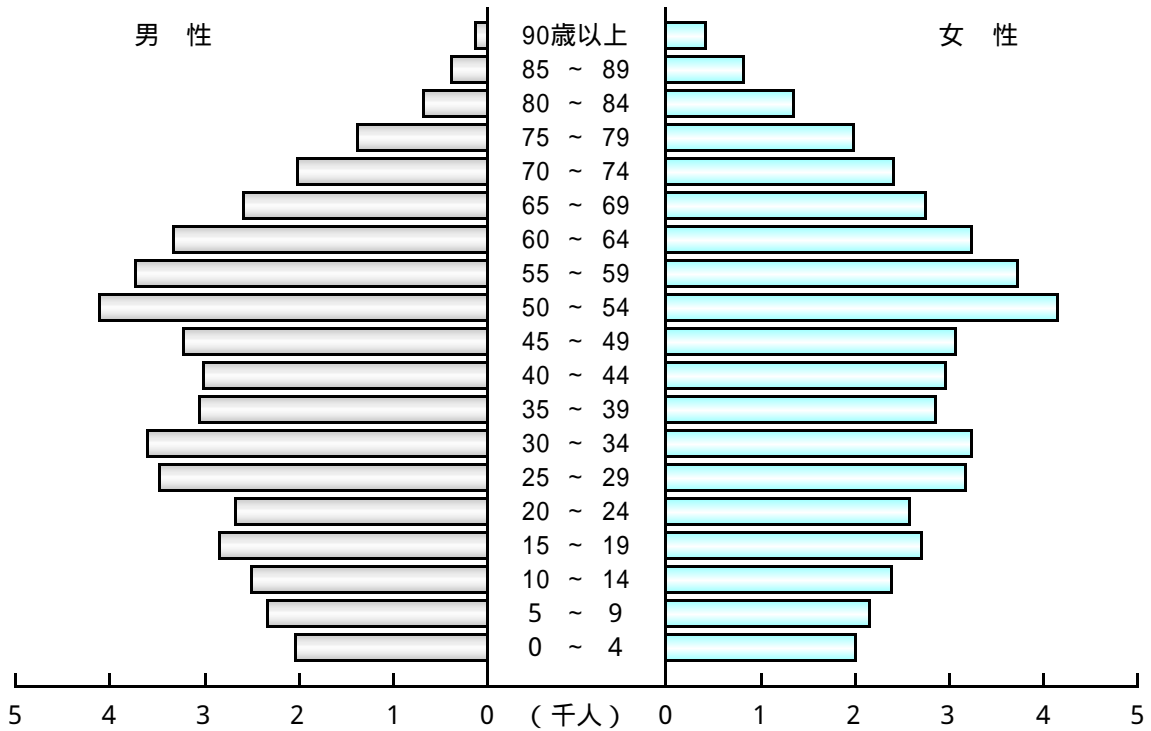
少子・高齢化の進行により家族や地域社会が急速に変化しています。また、女性の職場や地域などさまざまな分野への進出、核家族化、あるいは個人の価値観やライフスタイルの多様化などを背景として、育児や家事といった家庭生活にも変化が生じています。

女性の社会進出や核家族化など家庭のあり方が大きく変化している中で、子どもの健全育成が図れるよう、子育てや保育における環境を整えるとともに、多様な需要に対応した保育サービスの整備、子育て不安の解消を図るための相談等、支援体制の充実が求められています。

一方、本市においても今後一層高齢化が進み、平成19年度には5人に1人が高齢者になると見込まれています。これまで介護の多くは主に女性が担ってきたのが現状ですが、介護を家族全員で担うとともに社会全体で支援していくことが必要になっています。

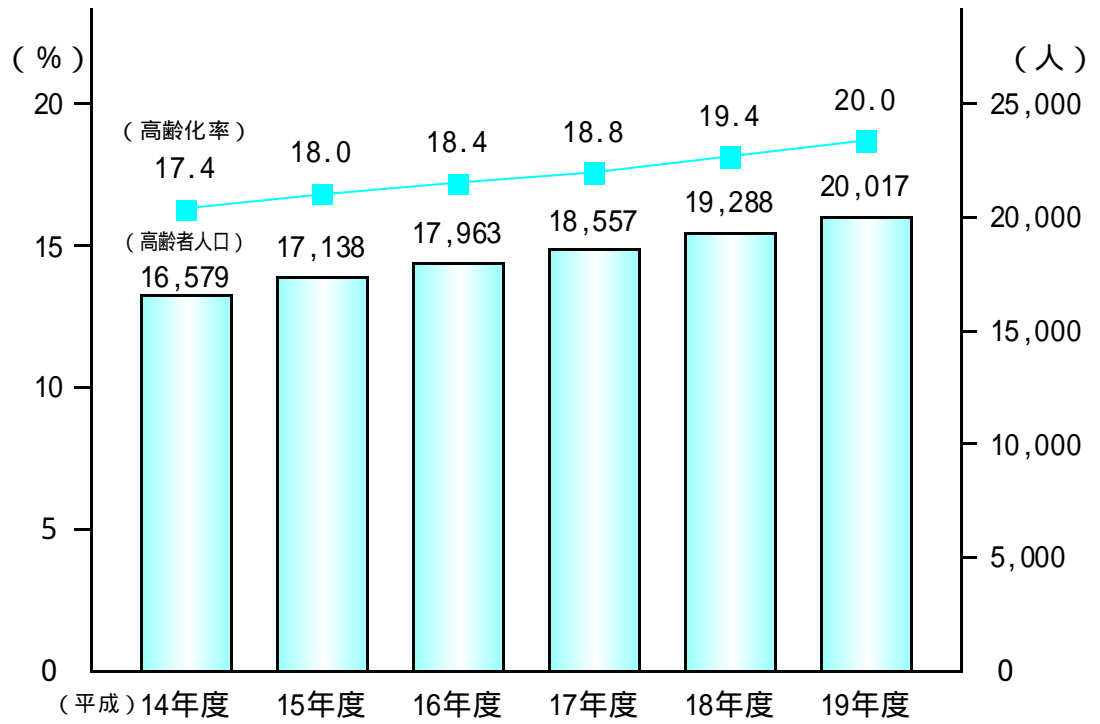
さらに障害のある人が、不安なく安定した生活を営み、さまざまな形で社会参画ができるよう支援することが必要です。

年齢・男女別人口（茂原市）



資料：市民課（平成15年4月1日現在）

高齢者人口の推計(茂原市)



資料：茂原市老人保健福祉計画・介護保険事業計画

【施策の方向】

(1) 子育て支援の充実

子育てに対する不安や負担を軽減し、安心して子どもを産み育てるための環境づくりに努めます。

具 体 的 取 り 組 み	担 当 課	実施時期(年度)	
		前 期 H 16 ~ 18	後 期 H 19 ~ 22
*子育て支援計画の推進 平成15年度～24年度までを計画期間とし「みんなで育てようのびのび茂原っ子」を基本理念として子育ての具体的な施策を推進	児 童 家 庭 課		
子育て支援サービスに関する情報提供	児 童 家 庭 課		
子育てに関する相談業務の充実	児 童 家 庭 課		
*ファミリー・サポート・センターについての研究	児 童 家 庭 課		
保育所の整備と多様な保育サービスの提供	児 童 家 庭 課		
学童保育の充実	児 童 家 庭 課		
公立幼稚園における子育て支援機能の充実 (子育てに関する講演会の開催、園の開放、相談事業の実施、子育て支援担当補助教員の配置)	学 校 教 育 課		
公立幼稚園における預かり保育の検討	学 校 教 育 課		

【施策の方向】

② 高齢者・障害者介護の充実

高齢者や障害者が安定した生活の中で生きがいを持って活動できるよう、さまざまな支援、相談に努めます。

具 体 的 取 り 組 み	担 当 課	実施時期(年度)	
		前 期 H 16 ~ 18	後 期 H 19 ~ 22
<p>*老人保健福祉計画・介護保険事業計画の推進</p> <p>平成15年度～19年度までの、高齢者に対する総合施策と介護保険のサービスの量を定めたもので、重点課題として</p> <p>(1) 介護予防の推進 (2) 生活支援の推進 (3) 介護保険サービスの質の向上と基盤整備の3つを掲げている。</p>	高 齢 者 福 祉 課		
市内各所に介護等に関する相談窓口の設置 (在宅介護支援センター事業)	高 齢 者 福 祉 課		
高齢者福祉・介護サービスの情報提供	高 齢 者 福 祉 課		
長寿クラブ等の自主活動への支援	高 齢 者 福 祉 課		
障害者(児)の在宅福祉サービスの充実(支援体制の確立)	社 会 福 祉 課		
障害者(児)の相談事業の充実	社 会 福 祉 課		
障害者(児)のケアマネジメント体制整備 推進事業の実施	社 会 福 祉 課		

主要課題2 健やかに安心して暮らせる環境の整備

一人ひとりがいきいきと暮らしていくためには、心と身体の健康を保持していくことが大切です。健康な生活を送るためには、それぞれのライフステージにあった栄養・運動・医療等についての正しい知識が必要です。

特に、女性は妊娠や出産に伴う身体的特性を持っているため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。こうした問題の重要性について男性を含め、広く社会全体の認識が高まり、積極的な取り組みが行われるよう進めていくことが重要です。

生涯を通じて心身共に健やかな生活を送ることができるよう、健康づくりの啓発、推進や成人病の予防対策をはじめ、健康相談等の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

(1) 生涯を通じた女性の健康支援

女性が生涯を通じ健康な生活を送ることができるよう、思春期から更年期、高齢期に至るあらゆるライフサイクルに対応した健康支援を進めます。

具体的取り組み	担当課	実施時期(年度)	
		前期 H16~18	後期 H19~22
女性が自らの健康を自ら管理する意識づくりについての啓発	健康管理課		
女性のライフサイクルに合わせた健康教育・指導や健康相談の推進	健康管理課		

【施策の方向】

② 心と身体健康づくり支援

心と身体両面からの健康づくりを進めるため、健康管理の重要性を啓発し、健康の増進を図ります。

具 体 的 取 り 組 み	担 当 課	実施時期(年度)	
		前 期 H 16 ~ 18	後 期 H 19 ~ 22
精神保健相談及び社会復帰施設整備の促進	社会福祉課		
各種健康診査の充実	健康管理課		
健康教育の充実	健康管理課		
スポーツを通じた健康増進の推進	体 育 課		

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

男女共同参画計画を効果的に推進するために、男女共同参画への理解の浸透を図るとともに、推進体制の整備、関係機関との連携、市民や団体及び企業等の連携を図りながら進めていきます。

1. 推進体制の整備

計画に基づき、さまざまな施策を総合的かつ計画的に推進していくため、庁内外における推進体制の充実を図ります。また、各施策の進行状況を定期的に調査、把握し、計画の適正な進行管理に努めます。

2. 関係機関との連携

男女共同参画社会を実現するための課題は広範囲にわたり、法律や制度の見直しなど市行政の権限を超えるものについては国、県に要請していきます。

また、近隣市町村との交流・連携を図り、広域的に計画を推進します。

参 考 資 料

茂原市男女共同参画計画の策定経過

茂原市男女共同参画社会づくり施策への提言

茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会設置要綱

茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会委員名簿

茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会設置要綱

茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会委員名簿

男女共同参画社会基本法

男女共同参画関連年表

用語解説

茂原市男女共同参画計画の策定経過

期 日	内 容
平成14年7月2日	第1回男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・委嘱状交付 ・懇話会について及び男女共同参画社会の現状について
7月31日	第2回男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・研修会「男女共同参画社会づくりのために」 ・意識調査について
8月～9月	「男女共同参画社会づくりにむけての意識調査」実施
8月28日	第3回男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・研修視察（シンポジウム）
9月5日	第1回男女共同参画社会づくり推進委員会 ・茂原市における男女共同参画の取り組みについて ・男女共同参画計画について
10月15日	第4回男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・「計画策定の背景」検討
11月28日	第5回男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・「計画策定の背景」検討
12月17日	第6回男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・「計画の基本的考え方」について
平成15年1月23日	第7回男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・「計画の基本的考え方」について
2月26日	第8回男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・「計画の基本的考え方」について
3月24日	第9回男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・「計画の基本的考え方」について ・「施策の体系」について
3月26日	第2回男女共同参画社会づくり推進委員会 ・「施策の体系」について

期 日	内 容
平成15年 4月23日	第10回男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・「計画の基本理念」について
5月27日	第11回男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・「計画の基本理念」について
7月10日	第12回男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・「施策の体系」及び「具体的取り組み」について
7月29日	第3回男女共同参画社会づくり推進委員会 ・「施策の体系」及び「具体的取り組み」について
8月8日	第13回男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・「施策の体系」及び「具体的取り組み」について
8月26日	第4回男女共同参画社会づくり推進委員会 ・「具体的取り組み」について
9月3日	第14回男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・「具体的取り組み」について
10月21日	第5回男女共同参画社会づくり推進委員会 ・「具体的取り組み」について
10月24日	第15回男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・「具体的取り組み」及び「計画の推進」について
11月25日	第16回男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・提言について
12月25日	第17回男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・計画書(案)について
平成16年 1月22日	第6回男女共同参画社会づくり推進委員会 ・計画書(案)について
2月5日	第18回男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・提言書提出

茂原市男女共同参画社会づくり施策への提言

平成16年 2月 5日

茂原市長 石井 常雄 様

茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会
会 長 中 山 清 志

茂原市男女共同参画社会づくり施策への提言

本懇話会は、平成14年7月2日に市長の委嘱を受け、以来18回の懇話会を開催し行政とともに「茂原市男女共同参画計画」策定のため検討してきました。

計画では、男女共同参画社会実現に向けて、3つの基本目標（ .男女共同参画の意識づくり .あらゆる分野における男女共同参画の推進 .男女がともにいきいきと活動できる環境づくり）を掲げ、平成22年度を目途とした男女共同参画社会づくりへの取り組みを示しています。

ついては、男女共同参画社会の実現をめざし、特に次の事項に十分留意されますよう、ここに提言いたします。

課題1 . 人権尊重意識の啓発について

男女共同参画社会を実現するため、講演会や講座などの開催、また情報誌等の発行により、一人ひとりが人権尊重意識を持つことに努めること。

女性に対する暴力などを根絶するために、女性の人権に対する意識啓発や人権侵害に対する相談の充実を図ること。

課題2 . 男女平等意識啓発の推進について

家庭、学校、地域における男女平等意識の確立に努めること。

男女平等の視点に立った家庭教育を推進するため、学習機会の提供や相談の充実を図ること。

児童・生徒等の発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等教育を推進すること。

課題3 . 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進について

市の審議会等委員への女性の積極的な登用を推進するとともに、市職員についても女性の登用に努めること。

企業や団体などにおける女性の方針決定過程への参画拡大について、働きかけや法制度の周知に努めること。

課題4．家庭・地域社会への男女共同参画の推進について

男女共同参画に関する学習機会の提供や広報・啓発などを通して家庭生活における男女共同参画の促進を図ること。

自治会や各種ボランティア活動等において、男女共同参画を促進すること。特に意思決定の場において女性が積極的に参画することを促進するよう努めること。

課題5．労働の場における男女平等の促進について

雇用の場における労働関係法令の周知や啓発などに努めるとともに、女性の職業能力開発の促進に努めること。

農業、商工業等自営業における男女共同参画の促進に努めること。

課題6．安心して活動できる環境の整備について

子育てや保育における環境を整えるとともに、子育て不安の解消を図るための相談等、支援体制の充実に努めること。

高齢者や障害者が安定した生活の中で生きがいを持って活動できるよう自立と参加、参画を支える福祉の充実に努めること。

安心して介護ができる、受けられる環境づくりの推進に努めること。

課題7．健やかに安心して暮らせる環境の整備について

一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健やかな生活を送ることができるよう、健康づくりの啓発、推進や成人病の予防対策をはじめ、健康相談等の充実に努めること。女性は、妊娠・出産に伴う身体的特性を持っていることから、ライフサイクルに合わせた健康教育・指導や健康相談の推進に努めること。

心と身体の両面からの健康づくりを進めるため、各種健康診査の充実、健康教育の充実に努めること。

推進体制について

推進体制の充実に努めること。

計画に定められた事業の進捗状況について、住民や庁内の推進組織に周知を図ること。

茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会設置要綱

(設 置)

第1条 本市における男女共同参画社会づくりの推進にあたり、広く意見を求めるため、茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 男女共同参画社会づくりの施策に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会づくりの推進に関すること。

(組 織)

第3条 懇話会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員 1人
- (2) 学識経験者 2人
- (3) 関係諸団体の代表者 7人
- (4) その他市長が必要と認める者 5人以内

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選による。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集する。ただし、委員が委嘱されて最初に行われる会議にあつては、市長がこれを招集する。

2 懇話会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶 務)

第7条 懇話会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等	備 考
市議会議員	関 好 治	市議会議員	
	(市原 健二)	市議会議員	
学識経験者	中 山 清 志	元一宮町立一宮小学校校長	会 長
	宮 川 幸 子	元茂原市立萩原小学校校長	
関係諸団体 の 代 表 者	片 岡 光 代	茂原市連合婦人会	
	伊 吹 ユリ子	茂原商工会議所女性会	副会長
	永 瀬 一	茂原青年会議所	
	岩名地 良 弘	茂原市自治会長連合会	
	(大和久 平)	茂原市自治会長連合会	
	永 島 謙	連合千葉長生茂原地域協議会	
	(村澤 昭憲)	連合千葉長生茂原地域協議会	
	(高橋 啓)	連合千葉長生茂原地域協議会	
	浦 島 京 子	JA長生女性部	
	櫛 引 宣 子	千葉県総合企画部男女共同参画課	
一 般 公 募	原 徳 夫		
	高 橋 章 子		
	寺 田 有紀子		
	田 中 祥 子		
	大 塚 節 子		

() は計画策定中に交代のあった前任者

アドバイザー	魚 住 明 代	城西国際大学人文学部助教授
	柳 下 真知子	城西国際大学人文学部助教授

茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会設置要綱

(設 置)

第1条 本市における男女共同参画社会づくりに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会づくりに関する施策の調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会づくりに関すること。

(組 織)

第3条 推進委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員長は、企画財政部長の職にある者をもって充て、推進委員会を代表する。
- 3 副委員長は、企画財政部次長の職にある者をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 推進委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 推進委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、賛否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶 務)

第5条 推進委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第3条関係）

茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会委員名簿

委員長	企画財政部長	
副委員長	企画財政部次長	
委員	総務部	総務課長 職員課長
	企画財政部	企画政策課長
	市民環境部	生活課長
	健康福祉部	社会福祉課長 高齢者福祉課長 児童家庭課長 健康管理課長
	経済部	農政課長 商工課長
	土木部	道路建設課長
	都市部	都市計画課長
	議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	議会事務局主幹
	教育委員会	庶務課長 学校教育課長 生涯学習課長

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

改正 平成11年7月16日法律第102号

同 11年12月22日 同 第160号

目 次

前 文

第1章 総則（第1条 第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条 第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条 第28条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下略)

男女共同参画関連年表（国際婦人年以降）

		国連の動き	日本の動き	千葉県の動き
1975年（昭和50年）		国際婦人年（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進本部会議開催	
国連婦人の十年 1976 1985	1977年（昭和52年）		「国内行動計画」策定	「千葉県婦人問題行政連絡協議会」設置
	1978年（昭和53年）			「青少年課」を「青少年婦人課」に改組し、「婦人班」を設置
	1979年（昭和54年）	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		各支庁に婦人問題担当窓口を設置
	1980年（昭和55年）	「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）国連婦人の十年後半期行動プログラム採択		婦人広報誌「ちばの婦人」創刊
	1981年（昭和56年）		「国内行動計画後期重点目標」策定	「千葉県婦人施策推進総合計画」策定 「千葉県青少年婦人会館」開館
	1982年（昭和57年）			「婦人問題推進のつどい」開催
	1985年（昭和60年）	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議（西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」の改正 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准	「婦人問題に関する意識調査」実施 「千葉県婦人問題懇話会」設置
1986年（昭和61年）			婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大、婦人問題企画推進有識者会議開催	「婦人フォーラム」県大会開催 「千葉県婦人計画」策定
1987年（昭和62年）			「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1988年（昭和63年）				「国際婦人フォーラム」開催
1989年（平成元年）				「婦人問題に関する意識調査」実施
1990年（平成2年）		国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		青少年婦人課に「婦人政策室」設置
1991年（平成3年）			「育児休業法」の公布	「さわやかちば女性プラン」策定
1992年（平成4年）				「青少年婦人課婦人政策室」を「青少年女性課女性政策室」と変更
1993年（平成5年）				千葉県女性白書「ちば女性のすがた」発行 「男女共同参加型社会に向けての県民意識調査」実施

	国連の動き	日本の動き	千葉県の動き
1994年(平成6年)		男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置	
1995年(平成7年)	第4回世界女性会議 - 平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	第4回世界女性会議(NGOフォーラム)派遣事業実施
1996年(平成8年)		男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	「ちば新時代女性プラン」策定 さわやかちば県民プラザ(女性センター)開館
1997年(平成9年)		男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	
1998年(平成10年)			「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施
1999年(平成11年)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行	
2000年(平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定	「青少年女性課女性政策室」から「男女共同参画課」に改組
2001年(平成13年)		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	「千葉県男女共同参画計画」策定 千葉県男女共同参画白書「ちばデータでみる女と男」発行
2002年(平成14年)		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	女性サポートセンターを設置し、千葉県女性センターとともに配偶者暴力相談支援センターに指定
2003年(平成15年)		男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 男女共同参画社会の将来像検討会開催 女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告の審議	

用語解説

育児・介護休業法

育児・介護休業法（正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。）は、労働者が申出を行うことによって育児休業（1歳に満たない子を養育するためにする休業）・介護休業（要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業）を取得することを権利として認めている法律です。

家族経営協定

家族経営が中心のわが国の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合っ
て経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決める
ものです。

女子差別撤廃条約

正式には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」といいます。この条約では、あらゆる分野における性差別を撤廃するために、法律等を定め、既存の法律、慣習等を修正または廃止することなどが定められています。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触や性的関係の強要、性的なうわさを流したり、多くの人の目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれます。特に雇用の場においては、相手の意に反した性的な言動を行うことで、仕事をする上で不利益を与えたり、就業環境を著しく悪化させることがあります。

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。男女共同参画社会を目指して、1999年（平成11年）6月に男女共同参画社会基本法が制定されました。

男女雇用機会均等法

男女雇用機会均等法（正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といいます。）は、雇用の分野で男女の均等な機会や待遇の確保

などを目的にする法律です。募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでのすべての段階における女性の差別が禁止されました。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

ドメスティック・バイオレンスとは、夫婦や恋人などの親密な関係にある人からふるわれる暴力のことです。これまでは、家庭内で起こる暴力は個人的な問題として処理されていましたが、人権侵害として社会的問題と認識されるようになりました。

平成13年10月から「DV防止法」が施行され、被害者への相談や一時保護、カウンセリングなどの体制が強化されました。

ファミリー・サポート・センター

地域において育児の相互援助活動を行う会員組織。急な残業や子供の病気の際など、既存の保育施設では応じきれない変動的、変則的な保育需要に対応するため、育児援助を受けたい人と行いたい人が会員となり助け合う組織です。

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、対等な構成員として自らの意思によって社会における活動に参画するとき、男女間の格差を改善するために男女のどちらかに機会を積極的に提供することを言います。（例えば、審議会について、女性委員の登用を計画的に進めていくことなどもその一つです。）

茂原市子育て支援計画

児童家庭課窓口にて閲覧できます。または、市役所ホームページをご覧ください。

茂原市老人保健福祉計画・介護保険事業計画

高齢者福祉課窓口にて閲覧できます。

市民意識調査

調査期間 平成14年8月8日～9月9日

調査対象 市内に居住している20歳以上の男女1,500人

有効回答数 468人（女性248人 男性211人 性別無回答9人）

茂原市男女共同参画計画

平成16年3月

発行 茂原市
企画・編集 茂原市企画財政部 企画政策課
千葉県茂原市道表1番地
TEL 0475 - 20 - 1516
FAX 0475 - 20 - 1603
E-mail kikaku@city.mobara.chiba.jp

この計画書は、再生紙を使用しています